

小竹町農業委員会 第3回総会議事録

- 1 開催日時 平成26年9月10日 午後2時00分から
2 開催場所 小竹町役場2階ミーティングルーム

3 出席委員（5人）

会長	1番	木原 剛
会長職務代理者	2番	宮野 一男
委員	3番	塔野 泰治
	4番	藤原 律子
	5番	白土 英信
	6番	本松雄一郎
	7番	山本 晴敏

- 4 欠員 人
欠席委員（ 人）

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用計画変更申請について
議案第5号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について
その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	原田 一彦
係長	有馬健太郎
書記	高島 亮太

7 会議の概要

議 長 定刻になりましたので、ただ今から小竹町農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の委員7名全員の出席があり総会は成立しております。

会期は平成26年9月10日午後2時00分から会議終了までとします。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

異議なし

議 長 それでは、4番藤原委員、5番白土委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の有馬健太郎氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。第1号議案第3号農地法第5条に規定による許可申請願いについて①②がありますが、関連がありますので一緒に審議したいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条に規定による許可申請願いについて①②を説明します。

申請人は、譲受人が飯塚市 [] 譲渡人が []
[] 土地は1筆で小竹町大字勝野 []
[] 台帳地目 畑 現況地目 雑種地です。申請理由は、現在飯塚市 []
[] 経営しているが、会社敷地が狭く社員の駐車場が無い。このため、申請地を譲り受け社員用の駐車場として利用したい。

議 長 只今事務局から説明がありましたが、次に地元農業委員白土委員さんから説明をお願いします。

白土委員 先日会長と事務局と4名で現地確認をいたしました。申請地は、小竹上町交差点の信号 [] 処にあります。見た感じ申請地は原野化している状況で耕作放棄地みたいになっております。申請地は [] 従業員の駐車場・駐車場への通路として利用すると言うことですが、申請を許可しても良いかと思えます。

議 長 この案件についてご意見等はありませんか。

6番委員 進入道路農道なのか里道なのか。

事務局 入り口の道路は台帳地目は雑種地、入ってくる道路は飯塚市になります。

事務局 申請場所は飯塚市と隣接しております。

6番委員 農道だと問題があるのではないかと思います。

7番委員 駐車場だとゴミ・空き缶等が散乱するには。

事務局 会社側にはゴミかご等を設置するよう指導いたします。

議 長 他にありませんか。何も無いようですので質疑に入ります。

質疑無しと認めます。採決に入ります。本案を承認する事に意義ありませんか。

全委員 異議ない旨を述べる。

議 長 次に追加議案第4号を議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局 26年8月21日農用地計画変更申請書が提出されております。申請人は、[REDACTED]大字[REDACTED]で農用地区域になっておりますので、転用の前に青地から白地に変更する必要があります。総面積4297㎡の内660㎡を除外申請されております。昨日農業地域整備促進協議会が開催され農業委員会へ施行規則により意見を求められております。

議長 隣地承諾書が出されているが条件はないのか。

事務局 今回の段階では、水利組合からの条件はでておりません。

5番委員 造成工事をする際に農地がずれない様な工事をしていただきたい。

事務局 今回は、農振農用地の除外申請です。農業委員会の意見を聞き県と協議し県が良いと言うことになれば転用申請を提出いただき、転用に関しての条件及び要望をします。

7番委員 皆さんで現地を見て判断したらどうですか。

事務局 現地立会については、会長と地元委員で行ないたいと思います。

議長 許可された場合には農業優先ということで指導をしてください。

この件については、農業委員会では認めることにします。

次に議案第5号について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法について説明します。法律が改正され農地保有合理化事業が名称農地保有管理機構に改正されております。こういった内容で基本構想の改正を行なっております。認定農業者へですが基本構想を立てる時には、労働時間2000時間・年間所得370万円に下げられています。また、新規就農者については、年間所得300万で県下統一されています。

議長 只今説明がありましたが、この件についてご意見ご異議はありませんか。
何かございませんか。

全委員 異議無い旨を述べる。

議長 異議無いようですので、本件を承認することにします。

上記は、9月10日開催の第3回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長並びに署名委員が署名する。

平成26年9月10日

議長 木原 剛

4番委員 藤原 律子

5番委員 白土 英信